

みなさんの地区の担当民生委員・児童委員です

【任期】 平成28年12月1日～平成31年11月30日

(平成30年4月1日現在)

担当地区	氏 名	担当地区	氏 名	担当地区	氏 名
丸 山	金田 富子	北 本	寺尾 久子	羽 貫	大塚 彩子
	小見 光子		木田 吉信		加藤 洋子
下 郷	内村 賢一		今野 重子		加藤 初江
	山本 富美枝	中 央	蓮実 すづ江		加藤 幹夫
	矢島 恵子		高山 秀子		小林 繁男
綾瀬 東	朝野 千賀子		関矢 藤子		倉橋 眞子
綾瀬 南	森田 加代子	小 貝 戸	秋山 安子	小針新宿	近藤 春江
綾瀬 北	高橋 達子		岩村 春江		渋谷 利恵
栄 南	立林 美智子		葛西 昭雄		室橋 正行
	(調整中)	柴 中 荻	齋藤 美智子		可西 静子
栄 中 央	大川 章江		樋口 絢子		榎本 頼江
	風間 啓子	若 榎	坂本 孝子	小針内宿	加藤 衛
	大出 光作		星野 國雄		田口 美智子
栄 北	長島 立大	大 針	戸井田 相子		宇佐美 芳恵
	落合 澄子		内田 晶子		原田 優子
	田村 和夫		森田 里子		中西 みつ子
志 久	柳澤 紀代美		内田 八千代		加藤 洋子
	古川 房恵		戸井田 利枝		市川 弘也
南 本	高山 幸子	学園中央	加藤 喜枝	光ヶ丘	高野 とみ江
	高石 寿美子	細 田 山	中村 充子		田中 敏光
	中村 栄都子		大森 東明	主任児童委員	加藤 玲子
	(調整中)				川本 登美江
					齋藤 いづみ

※調整中の地区については、決まり次第お知らせします。



お近くの民生委員・児童委員をご紹介します

みなさんのお住まいの近くには、必ず民生委員・児童委員がいます。相談したいことがあるときは、まず福祉課にお尋ねください。担当地区の民生委員・児童委員をご紹介します。

問 福祉課 ☎ 2 1 2 5

夏季見舞品を支給します

- 対 ①身体障害者手帳1・2級所持者 ⑤児童扶養手当受給者
 ②療育手帳(A)・A所持者 ⑥就学援助制度利用世帯(準要保護者)
 ③精神障害者手帳1級所持者 ⑦生活保護世帯
 ④ねたきり老人等手当受給者 ※入所施設をご利用の方を除く

支 給 品 ▶ お買い物券1,500円分(町商工会発行)・タオル

支給時期 ▶ 8月に地区担当民生委員・児童委員がお届けします。

申 6月8日(金)～7月9日(月)に所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、社会福祉協議会または地区担当民生委員・児童委員まで提出してください。(福祉課・子育て支援課でも受付しています)
 ※障害者手帳所持者は手帳を持参のうえお申し込みください。

問 社会福祉協議会 ☎ 7 2 2 - 9 9 9 0

中部地区の新しい町名を募集します

町では現在、中部特定土地区画整理事業（町施行）の平成31年度の換地処分（予定）に向け、同地区内の町名の変更作業を進めています。新たな町名を検討するにあたり、広く町民のみなさんからご提案をいただきます。

町名変更の基本的な方針として、同地区の面積が約73haであることから、1つの町名とします。

現在の地名（大字名）は、大針、小室の2つとなっています。区域はおおむね右図のとおりです。

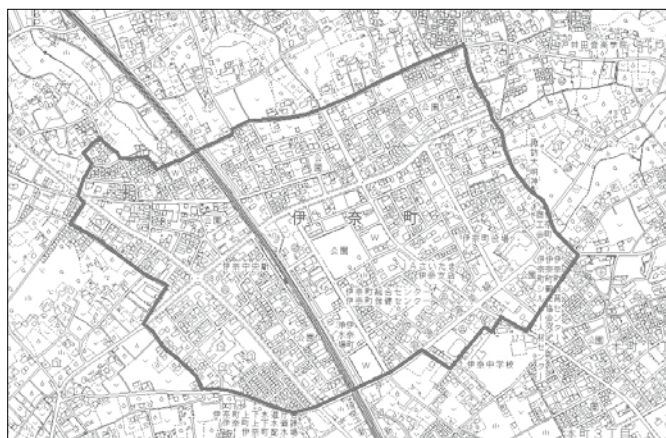
なお、大字名の大針は、明治22年に小針村として合併する前の村の名称です。また、小室は旧小室村の名称です。

今後、みなさんからいただいたご提案を含め検討のうえ、案を作成し、新たな町名を決定していく予定ですので、ご協力をお願いします。

■ 住所、氏名、町名案およびその理由を明記のうえ、Eメール、FAX、郵送（持参）などで6月末までに企画課までお送りください。

■ 住所、氏名、町名案およびその理由を明記のうえ、Eメール、FAX、郵送（持参）などで6月末までに企画課までお送りください。

■ 住所、氏名、町名案およびその理由を明記のうえ、Eメール、FAX、郵送（持参）などで6月末までに企画課までお送りください。



中部地区町名選定委員を募集します

■ 18歳以上で同地区内にお住まいの方または土地をお持ちの方

■ 2名

■ 任期 委嘱の日から選定作業終了まで

■ 履歴書（市販のもの）および応募理由（400字詰め原稿用紙2枚以内）を記入し、7月2日（月）（必着）までに企画課へ持参または郵送
※選考結果は応募者全員に連絡します。

加入はお済みですか？自転車保険

平成30年4月1日から埼玉県では、自転車事故を起こした際の被害者の救済や加害者の経済的負担の軽減を図るため、県内で自転車を利用する場合は、自転車損害保険等の加入が義務となりました。

自転車損害保険は自動車保険や火災保険の特約など、さまざまな種類があります。

まだ加入していない方は、自分にあった保険等を選択して加入しましょう。

■ 埼玉県防犯・交通安全課
☎830-2960

自転車保険の加入状況を

チェック!

➡ はい ➡ わからない ➡ いいえ

自転車を利用中の事故により、他人にケガをさせてしまった場合など、相手の生命または身体の損害を補償できる保険（自転車損害保険等）に加入していますか。
※点検整備した自転車に貼られる「TTSマーク」も該当します。

自動車保険、傷害保険、火災保険のいずれかに加入していますか。

共済、各種団体保険（職場で加入する保険や学校のPTA保険等）のいずれかに加入していますか。

自転車損害保険等に相当する補償が基本補償または特約としてついていますか。
※特約の名称は、日常生活賠償特約など、保険会社によって異なります。

すでに自転車保険に加入しています。

保険証券をご用意のうえ、ご加入の保険会社にご確認ください。

自転車保険への加入が必要です。